

議案第 26 号

宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和 58 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 25 号を次のように改める。

(25) 放射線診断科

第 3 条第 2 項中第 29 号を第 30 号とし、第 26 号から第 28 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 25 号の次に次の 1 号を加える。

(26) 放射線治療科

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。